

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 経営企画課		093-582-3135			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度前期水道会計システム運用保守業務	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 福岡ソリューションサービス部	12,551,000	令和5年3月29日	本業務は、パッケージ製品に対して、本市向けに相当量のカスタマイズを実施したシステムを構築した日本コンピュータ株式会社から、システムに関するすべての著作権を引き継いだ日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社が実施する運用保守作業である。相当量のカスタマイズが行われた資産に対する運用や保守については、すべての著作権を引き継いだ本業者でしか対応できないため、特命随意契約としたもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令: 地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 営業課		093-582-3623			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度上下水道料金システム運用・保守業務	日本電気株式会社北九州支店	79,728,000	令和5年3月28日	現在、上下水道局で利用している水道料金システムについては、同システムの利用権及び運用範囲の限定に係る権利は上下水道局に帰属するものの、著作権については、本システムを構築した日本電気株式会社北九州支店が保持している。円滑なシステム運用・保守にあたっては、当該システムの著作権を有し、かつ構成等を熟知している業者でないと実施出来ない。	特例政令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
令和5年度上下水道局ホームページ開閉栓受付システム運用保守業務	株式会社インフォメックス	2,673,000	令和5年3月28日	上下水道局ホームページ開閉栓受付システムは株式会社インフォメックスが構築したものである。したがって、同システムの円滑な運用保守業務を実施できるのは、ホームページの構成、内容等を熟知している当該業者の他にない。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
令和5年度宗像地区上下水道料金システム運用・保守業務委託	富士通Japan株式会社北九州支店	3,828,660	令和5年3月31日	本業務は、平成28年3月3日付で宗像地区事務組合と締結した、「宗像地区事務組合水道事業等の営業業務に関する覚書」の規定により、宗像地区事務組合がライセンスを所有する料金システムソフトウェア開発会社である当該事業者と随意契約を締結するよう契約の相手方があらかじめ特定されているため。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令: 地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 広域事業課		093-582-3141			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度北九州市下水道固定資産管理システム保守管理業務委託	株式会社BCC北九州支店	4,791,600	令和5年3月14日	本業務は、下水道固定資産管理システム全体の保守及び運用管理を実施する業務であり、システム開発の相手方しか対応することができない。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令: 地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 計画課		093-582-3062			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
給水装置維持管理指導業務委託	第一環境 ケイ・イーエス共同企業体	2,926,000	令和4年10月3日	本業務は、寒波などの影響による漏水の際に、住人自ら漏水被害の軽減に努めることができるようにするため、古い家屋や高台に住む住人を中心にメーター止水栓などの位置の確認や使用方法を指導するものである。 指導に当たってはメーターの位置など現場の状況を熟知している必要がある。また、メーター検針業務と一体的に業務を行うことで円滑に業務を遂行することができる。このため、メーター検針業務を含めた水道料金等徴収業務を委託している事業者を相手方として、特命随意契約とするもの。	公営企業法施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
空き家の漏水防止対策実施業務委託	第一環境 ケイ・イーエス共同企業体	単価 3,120円/戸 ほか	令和4年12月19日	平成28年1月末に発生した記録的な寒波では、宅地内水道管の凍結・破損、それに伴う漏水により、配水池の貯留水が急激に減少し、一部地域において断水をせざるを得ない状況となった。 これを踏まえ、上下水道局では、寒波に伴う空き家の漏水防止対策として、事前に高台地区にある空き家の止水栓の開閉作業等により、対策を行ってきたところである。この対策は空き家への漏水防止対策であることから、対象者への同意なく実施するうえ、作業対象としている水栓に対しても、水を利用しようとする者からの依頼があれば即時対応しなければならないため、料金システムの入力が不可欠である。 以上のことから、日常的に料金システムを入力しているうえ、メーター引上げ作業等の際に必要なメーター位置を的確に把握している上記業者を相手方として特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	単価契約 予定総額 1,841,136円
マッピングシステム(水理解析)操作研修業務委託	株式会社ジオクラフト	1,540,000	令和4年12月26日	現在、上下水道局で利用している水道マッピングシステム及び水理解析機能で使用しているソフトウェアは株式会社ジオクラフトが独自に開発したものであり、ソフトウェアの利用及び運用に係る権利は上下水道局に帰属するものの、著作権については、本システムを構築した株式会社ジオクラフトが保持している。 仮に別業者へ委託した場合に、上下水道局から提供できる資料は仕様書等のドキュメント類のみであり、プログラムのソースコードは提供することができないため、プログラムの解析やシステム構成等の把握に相当の時間と費用が必要となり、迅速かつ確実な業務遂行に支障をきたす恐れがある。 危機管理にも不可欠な本システムの円滑な研修実施にあたっては、当該システムの著作権を有し、かつ構成等を熟知している業者でないと実施出来ない。 以上のことから、当該契約を特命随意契約とするもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。
○公営企業法施行令:地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
○特例政令:地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 計画課		093-582-3062			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
応急給水用具保管業務委託	北九州管工事協同組合	3,784,000	令和5年3月13日	災害により広域が断水となる場合は、給水タンク車による応急給水活動を行うが、上下水道局のみで対応できない場合については「災害時における応急措置の協力に関する協定書」(以下「災害協定」という。)により北九州管工事協同組合に応援を依頼することとしている。 この災害協定に基づき、非常時においても迅速に対応できるように、応急給水活動に必要な応急給水用具の保管を、平常時の管理も含め、災害協定締結者である北九州管工事協同組合に特命し、危機管理体制の強化を図るもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
倉庫資材管理業務委託	北九州管工事協同組合	27,588,000	令和5年3月17日	本業務は、水道事業で使用する管やバルブ等の支給材料及び水道メーターを管理するものである。 業務内容は、納品業者からの納入や請負業者への払出等を行うとともに、上下水道局が行う納品業者への発注の調整や、請負業者の払出等の調整、支給材料等の在庫数量や配置状況の確認、倉庫等の維持管理を行うものである。 業務の円滑な実施にあたっては、支給材料等に関する専門的な知識や水道の実務知識を有する必要がある。 上記業者(北九州管工事協同組合)は、市内の指定水道工事店が多数加盟している官公需適格組合であり、水道工事及び支給材料等の専門知識を有するとともに納品業者(又は資材の配送業者)や請負業者との調整力もあり、現場の状況等を十分に把握し円滑に本業務を実施することのできる唯一の業者である。よって、上記業者と随意契約を行うもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。
○公営企業法施行令:地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
○特例政令:地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 計画課		093-582-3062			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
宗像地区水道施設維持管理等業務委託	株式会社北九州ウォーターサービス	897,855,000	令和5年3月17日	本市は、平成28年11月7日に宗像地区事務組合と「宗像地区水道事業包括業務委託に関する基本協定」を締結し、平成28年4月1日から受託業務を開始している。 本業務委託は、受託業務のうち、水道施設の維持管理業務（浄水場の運転・管理、給水装置の設計審査・検査、その他水道施設全般の維持管理）及び建設改良工事に関する業務（設計・監督・検査等）を行うものであり、広範に亘るものである。 この業務については、宗像地区住民の重要なライフラインである水道を安全かつ安定的に供給する必要があることから、委託者である宗像地区事務組合からは、受託業務のうち技術的な業務や施設に関する業務に民間企業を活用する場合、水道事業に関する技術を有することはもとより、北九州市が企業運営に関与することで社会経済情勢や企業経営に左右されることなく業務の目的を確実に責任を持って行うことができる相手方として、「宗像地区事務組合水道事業包括業務委託に係る業務の管理及び執行に関する確認書（平成28年2月29日締結）」第5条において、株式会社北九州ウォーターサービスの活用が明記されている。 株式会社北九州ウォーターサービスは、本市のガバナンスの下で上下水道事業の基幹的業務の効率的・安定的な事業体制の維持を図ること等を目的に一般財団法人北九州上下水道協会が外郭団体に移行した法人であり、同協会としての期間を含め、本市上水道行政に精通し、かつ専門知識や技術を有した職員を活用するとともに、過去、本市上下水道局の業務を多数請け負ってきたことでノウハウを多く蓄積し、事故時でもその経験と知識に基づき迅速にかつ的確な対応が可能であり、本業務に必要な条件を満足する唯一の業者であることから、同社に特命するものである。 本業務の委託額については、厚生労働省がアドバイザーとなつて公益社団法人日本水道協会が策定した「水道施設管理業務第三者委託積算要領(案)」に基づき本市が積算したものであり、妥当な価格となっている。 また、本業務委託を株式会社北九州ウォーターサービスと随意契約することについては、平成28年2月12日開催の北九州市外郭団体随意契約適正化委員会において、承認を得ており、令和2年1月31日開催の北九州市外郭団体評価会議における継続審議についても承認を得ている。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令: 地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 計画課		093-582-3062			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
給水装置工事審査・検査補助等業務委託	株式会社北九州ウォーターサービス	103,884,000	令和5年3月23日	株式会社北九州ウォーターサービスは、本市のガバナンスの下で上下水道事業の基幹的業務の効率的・安定的な事業体制の維持を図ること等を目的に一般財団法人北九州上下水道協会が外郭団体に移行した法人であり、同協会としての期間を含め、本市上水道行政に精通し、かつ専門知識や技術を有した職員を活用するとともに、永年にわたる本市上下水道事業の行政行為を補完する業務の実績を持つ事業者である。 本業務は、当局が水道法に基づいて行う給水装置工事の審査・検査を補助する業務であることから、関係法規や実務に関して高度の知識等を有し、かつ手続きに際し、利害関係が絡む可能性のある民間業者より公平性が確保できる当該事業者に、本業務を特命したもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
マッピングシステム機能改良業務委託	株式会社ジオクラフト	6,446,000	令和5年3月23日	現在、上下水道局で利用している水道マッピングシステムで使用しているソフトウェアは株式会社ジオクラフトが独自に開発したものであり、ソフトウェアの利用及び運用に係る権利は上下水道局に帰属するものの、著作権については、本システムを構築した株式会社ジオクラフトが保持している。本業務はシステムの中身を改変するため、当該システムの著作権を有し、かつ構成等を熟知している業者でないと実施できない。 このため、当該契約を特命随意契約とするもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令:地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令:地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先	上下水道局 配水管理課	093-582-3066
-----------	-------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
上下水道料金システム改修 (給排水工事申請等データ取 込対応)業務委託	日本電気株式会社 九州支 社	10,989,000	令和5年1月27日	上下水道料金システムは、その開発業務を日本電気株式会社に委託して構築したものであり、同社が当該システムの保守運用を行っている。 上記特命業者は、当該システムの機能やプログラム内容について熟知しており、改修結果の検証を容易に行うことができ、また、障害等が発生した場合においても、障害の切り分けから復旧まで、迅速な対応が可能である。 仮に別業者へ委託した場合、当該システムの著作権を日本電気株式会社が保持していることから、上下水道局が提供できる資料は仕様書等のドキュメント類と実行ファイルのみであり、プログラムのソースコードは提供することができないため、プログラムの解析やシステム構成等の把握に相当の時間と費用が必要となり、迅速かつ確実な業務遂行に支障をきたす恐れがある。このため、上下水道料金システム本稼働後の改修業務は上記受託者でなければならない。 以上のことから、本契約を特命随契契約とするもの。	公営企業 法施行令 第6号	11,000,000	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。
○公営企業法施行令:地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
○特例政令:地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 浄水課	093-582-3155				
件 名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
穴生水力発電設備点検業務委託	メタウォーター株式会社 北九州営業所	5,720,000	令和4年11月24日	本業務委託は、穴生水力発電設備の点検整備を行なうものである。発電設備のトラブルは浄水場の運用に重大な支障を与える。したがって、的確な点検整備とともに故障発生に早急に対応できるよう保守体制を構築する必要がある。 点検整備対象の設備は富士電機システムズ株式会社が製造、設置したもので、穴生発電所の特性に併せた設計、製造を行なっていることから、点検整備にあたっては設備の構造や制御技術を熟知した製造、設置業者でしか行なうことができない。現在、富士電機システムズ株式会社は吸収合併され、当該業務はメタウォーター株式会社が行なっている。 このため、上記業者に特命としたい。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	
藍島配水設備点検整備業務委託	藍島環境サービス	3,564,000	令和5年2月1日	本業務は藍島配水施設全般にわたる機械設備、電気計装設備、送配水管路および弁類等の配水設備を維持管理、緊急時保守するものである。維持管理等は、水質管理、水処理技術および配水管路維持管理等の知識や実務経験を要するものである。また、緊急事故対応には離島における海上交通の利便性から、受注者には島内業者で且つ業務の履行が適正に行えるものが要求されるため。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	長期継続契約
監視制御システム等保守点検業務委託	メタウォーター株式会社 北九州営業所	21,560,000	令和5年2月10日	本業務の対象となる監視制御システムは、メタウォーター株式会社が製造したソフトウェアで構築したシステムであり、保守及び故障時の対応は、設備の構造・機能を熟知した製造メーカーでしかできないため。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	長期継続契約
井手浦浄水場他監視制御システム保守点検業務委託	株式会社日立製作所 九州支社北九州支店	12,870,000	令和5年2月14日	本業務は、安定的に安全な水を供給するための浄水場運転業務である。 業務を行うにあたっては、通常時はもとより事故や災害時にも適切に対応しなければならないため、高い水道技術のみならず、本市独自の水事情や水道施設に関してのノウハウや専門知識が要求される。 同社は、これまでに多くの関連業務を請け負ってきた経験を通じて、本市独自の水事情や施設に関する専門知識やノウハウを多く蓄積しており、事故や災害時でも、その知識とノウハウに基づき、迅速かつ的確に対応が可能である唯一の業者である。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	長期継続契約

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 浄水課		093-582-3155			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
伊佐座臭気連続測定装置点検整備業務委託	安武科学器械株式会社	2,970,000	令和5年1月27日	本業務委託は、島津製作所製の臭気連続測定装置の点検、整備及び遠隔監視を実施するものである。この装置は、水質基準の設けられた臭気物質を連続で測定するもので、粉末活性炭の注入率設定等にも関わる水処理上重要な設備である。 当該設備の点検整備業務は専門的な知識を必要とし、島津製作所から代理店として登録された業者のみが実施できるものである。福岡県北九州市で代理店登録されている業者は、実質安武科学器械株式会社だけ(ほかに1社、北九州市で登録された代理店が存在するが、日本製鉄株式会社限定となっている)であるため。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	長期継続契約
多礼浄水場他自家用電気工作物保安管理業務委託	一般財団法人九州電気保安協会	1,739,100	令和5年1月27日	本業務委託は、電気事業法に基づき、浄水場及び取水場の電気設備の保安を確保するものである。 浄水場及び取水場は、市民生活に欠かせないインフラである水道水を供給する非常に重要な施設である。電気設備の故障等による停電は、たとえ短時間であっても施設の機能停止の原因となり、消毒設備等の停止による水道水の汚染や送水設備の停止による広範な断水が発生すれば、市民生活への影響は甚大なものとなる。 以上のことから、本業務委託の履行に当たっては電気設備の保安に対する高度な知識は勿論のこと、緊急時対応への機敏性・組織的な対応力の確保が求められるため、次のような条件が必要となる。 ①対象電気工作物毎に異なる保安業務担当者を選定すること。 ②緊急時には1時間以内に対象施設に到着できること。 ③年間を通じて発注者と常時連絡(24時間)をとれる体制にあること。 ④浄水場での保安業務経験が過去2年間のうちにあること。 ⑤指揮命令系統が整っている電気保安法人であること。 以上の条件をすべて満たしているため、特命随意契約とするもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	長期継続契約

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。
○公営企業法施行令:地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
○特例政令:地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 浄水課		093-582-3155			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
油木エレベータ保守点検業務委託	日本オーチス・エレベータ株式会社	1,511,400	令和5年1月27日	本業務委託は、油木発電所に設置してあるエレベータ設備の保守点検及び遠隔監視業務を行うものである。対象のエレベータは設置環境が厳しいため一部部品を防滴仕様とし、ドア廻りや昇降路関係部品もダム施設に合わせたものを採用している等の特殊仕様である。 また油木発電所は無人施設であり、事故が発生した場合、発見の遅れにより人命に関わる可能性があるため安全性の確保が必須である。さらに緊急時には遠隔監視設備による対応及び迅速かつ確実な処置が求められる。油木発電所の環境に合わせて製作されたエレベータについて責任を持って業務を遂行できるのは、製造メーカーであり保守点検業務および定期修繕工事を請け負ってきたシンドラエレベータ株式会社からサービス事業について事業取得を行った当該業者と特命契約を締結するもの。	公営企業法施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	長期継続契約
井手浦浄水場運転監視等業務委託	株式会社北九州ウォーターサービス	101,640,000	令和5年2月27日	本業務は、安定的に安全な水を供給するための浄水場運転業務である。業務を行うにあたっては、通常時はもとより事故や災害時にも適切に対応しなければならないため、高い水道技術のみならず、本市独自の水事情や水道施設に関するノウハウや専門知識が要求される。 同社は、これまでに多くの関連業務を請け負ってきた経験を通じて、本市独自の水事情や施設に関する専門知識やノウハウを多く蓄積しており、事故や災害時でも、その知識とノウハウに基づき、迅速かつ的確に対応が可能である唯一の業者である。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	長期継続契約

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令: 地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 浄水課		093-582-3155			
件 名	契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	契 約 金 額 (円)	契 約 締 結 日	随 意 契 約 と し た 具 体 的 な 理 由	根拠 法令 ※	予 定 価 格 (円)	備 考
浄水場等清掃業務委託	株式会社アスカ商事	4,290,000	令和5年2月10日	競争入札に付し入札者がなく、また再度入札に付したが落札者がなかったため、随意契約に移行したもの。	公営企業 法施行令 第8号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	長期継続契約
排水処理施設運転整備等業務委託	株式会社北九州ウォーターサービス	8,600,000円/1回 ほか	令和5年2月27日	本業務は、市民の重要なライフラインとしての水道を24時間間断なく安定的に安全な水を供給する浄水場の浄水処理工程の一部である排水処理施設の運転業務である。排水処理施設の業務は浄水処理業務と連動しているため、通常時はもとより事故や災害時にも適切に対応しなければ、浄水処理に支障をきたし市民生活への給水に重大な影響を与えることになる。 そのため本業務の履行可能な者の条件としては、高い水道技術を保有していることだけではなく、本市独自の水事情や水道施設に関して市職員に準じたノウハウや専門知識が要求される。 株式会社北九州ウォーターサービスは、本市のガバナンスの下で上下水道事業の基幹的業務の効率的・安定的な事業体制の維持を図ること等を目的に一般財団法人北九州上下水道協会が外郭団体に移行した法人であり、同協会としての期間を含め、本市上下水道局独自の水事情や施設に精通し、過去、本市上下水道局の業務を多数請け負ってきたことで、ノウハウを多く蓄積し事故時でもその経験と知識に基づき、迅速かつ的確な対応が可能であるため。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	長期継続契約

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 下水道計画課		093-582-2480			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
下水道台帳維持管理システム住宅地図データ更新業務委託	株式会社オオバ	3,102,000	令和4年10月25日	下水道台帳維持管理システムは、下水道管路施設の維持管理業務の効率化を目的に、平成10年度に株式会社オオバに開発を委託し、本庁、東西工事事務所下水道課及び各区役所まちづくり整備課に導入したものである。 下水道台帳維持管理システムでは、ゼンリンの住宅地図データをライセンス契約で使用しているため、3年に一度、ライセンス契約及び住宅地図データの更新作業が必要となる。本システムは本市独自のものであるため、本システムを開発した株式会社オオバ以外は、更新作業に対応出来ない。 よって、本業務は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号(その性質又は、目的が競争入札に適しないものをするとき。)に該当することから、株式会社オオバに特命することとした。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
下水道資材単価調査業務委託	一般財団法人建設物価調査会	4,851,000	令和4年10月25日	本業務は、下水道施設の整備、修繕及び改築工事等の工事費の算出に必要な下水道資材の市場価格を調査する業務である。 調査対象資材の流通範囲が全国にわたるため、豊富な調査手法を有し、且つ価格調査の経験や広域な情報量を有する物価調査機関として、一般財団法人建設物価調査会及び一般財団法人経済調査会の2社による指名競争入札を行う予定であった。 しかしながら、2社に本業務に関する見積りを依頼した際に、一般財団法人経済調査会より、現状の調査体制では本業務の遂行が困難であるため、見積り辞退の申し出があった。 本業務の内容から、上記2社以外に業務を遂行できる者はいないため、一般財団法人建設物価調査会に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
令和5年度内水監視システム運用業務委託	株式会社福山コンサルタント	1,749,000	令和5年3月29日	本業務は、令和3年度に実施した「北九州市内水監視システム構築業務委託」および「内水監視システム水位計設置工事」にて構築した「内水監視システム」について、適正に機器が機能するよう保守点検を含めた運用を行うものである。「内水監視システム」は、観測センサ設備にて観測した水位をWeb上でリアルタイムに表示するなどの機能を有しており、株式会社福山コンサルタントが「北九州市内水監視システム構築業務委託」を受注し、開発を行ったものである。また、観測センサ設備に関しても株式会社福山コンサルタントの仕様に基づくものである。 よって、「内水監視システム」の運用業務は、システムを開発した株式会社福山コンサルタントに限られるため、株式会社福山コンサルタントと随意契約するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令:地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令:地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局下水道計画課		093-582-2480			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
排水設備工事審査補助等業務委託	株式会社北九州ウォーターサービス	59,928,000	令和5年3月30日	株式会社北九州ウォーターサービスは、本市のガバナンスの下で上下水道事業の基幹的業務の効率的・安定的な事業体制の維持を図ること等を目的に、一般財団法人北九州上下水道協会が外郭団体に移行した法人であり、同協会としての期間を含め、永年にわたり本市の上下水道事業に関わる収納業務や施設管理業務、排水設備工事審査補助業務等の行政行為を補完する業務の実績を持つとともに、本市下水道行政に精通し、かつ専門知識や技術を有した職員を活用している。 排水設備工事審査補助業務並びに水洗化普及・勧奨業務は、下水道法に準じ、それぞれ排水設備工事の計画確認及び完了検査、水洗便所の改造指導及び資金融通等に関する相談といった行政行為を補完する業務を主たる内容としている。 このため、業務の執行にあたっては、関係法令を踏まえた高度な知識や実務経験、公平性の確保が求められている。また、水洗便所への改造指導等と排水設備の計画確認・完了検査に関する業務は相互に関連性が高いため、密接不可分である。 以上のことから、現時点において本業務の履行が可能なものは、当該事業者に限定されるため、本業務を特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令: 地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課	093-582-2485				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
設備保全システム台帳情報更新業務委託	日本水工設計株式会社 九州支社	2,200,000	令和4年10月19日	本業務は、設備保全システムについて機器類の台帳や図面情報等を追加・更新する業務を行うものである。 この設備保全システムは、日本水工設計株式会社で開発されたものであり、このシステムの技術内容は一般に公開されていない。そのため、開発業者である日本水工設計株式会社でないと本業務を行うことが出来ず、今回の業務履行ができない。 よって、当該業者に特命とするもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
設備保全システム機能改修業務委託	日本水工設計株式会社 九州支社	4,400,000	令和4年11月1日	本業務は、設備保全システムについてストックマネジメント計画関連機能改修等の機能改修を行うものである。 この設備保全システムは、日本水工設計株式会社で開発されたものであり、このシステムの技術内容は一般に公開されていない。そのため、開発業者である日本水工設計株式会社でないと本業務を行うことが出来ず、今回の業務履行ができない。 よって、当該業者に特命とするもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
曽根浄化センター他23箇所 自家用電気工作物保安業務委託	一般財団法人 九州電気保安協会 北九州支部	15,227,520	令和5年3月15日	本業務は、電気事業法に基づき、浄化センター、ポンプ場の電気設備の保安を確保するものである。 浄化センター及びポンプ場は、24時間流入する下水を常時処理する市民生活にとって非常に重要な施設である。電気設備のトラブルは短時間であっても、施設の機能停止の原因となり、市街地の浸水被害やトイレ等の排水トラブル、川や海の水質汚濁が発生し、市民生活にとって致命的なものとなる。 以上のことから、受注者には電気設備の保安に対する高度な知識は勿論のこと、全市に及ぶ風水害等による緊急時対応への機敏性・組織的な対応力を確保するため、次のような条件が必要となる。 ①対象事業場毎に異なる保安業務担当者を選定すること。（24箇所） ②緊急時には1時間以内に施設に到着できること。 ③電気事故等に備え、区分開閉器、高圧ケーブル等の主要機器を保有すること。 ④指揮命令系統が整っている電気保安法人であること。 ⑤市と担当者間で連絡がとれない場合については、代替者を4名提示すること。 この条件を全て満たしているのは、一般財団法人九州電気保安協会しかいないため当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令:地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令:地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課		093-582-2485			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
設備保全システム保守業務委託	日本水工設計株式会社 九州支社	1,837,000	令和5年3月15日	本業務は、設備保全システムについて年間を通じて保守及びシステム更新作業等を行うものである。 この設備保全システムは、日本水工設計株式会社で開発されたものであり、このシステムの技術内容は一般に公開されていない。そのため、開発業者である日本水工設計株式会社でないと本業務を行うことが出来ず、今回の業務履行ができない。 よって、当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令: 地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課		093-582-2485				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
浄化センター中央操作及び新町・北湊浄化センター等運転整備等業務委託	株式会社 北九州ウォーターサービス	871,200,000	令和5年3月22日	【中央操作業務】 本業務は、浄化センター中央監視室において水処理設備等の運転状況や処理工程を集中監視し、機器の遠隔操作や異常の確認と応急措置、データの記録、緊急時の連絡及び状況報告等を行うとともに、雨天時には、地域特性により異なる流入水量の状況に応じて、雨水ポンプ、汚水ポンプ、ゲート操作の稼働調整を行い、浸水防除と環境負荷低減に努める業務である。また、系列の無人化ポンプ場の遠隔監視操作により、安定的に汚水を中継するとともに、雨天時の浸水防除を行うもので、24時間有人監視のもと流入汚水を安全な水質にして確実に放流する基幹的な業務である。 汚水処理は、微生物(活性汚泥)による処理を行うため、流入する汚水の量や性状等によって空気量や微生物の量などを調整し、水質の管理を行い、下水処理の過程を監視し、微生物の活動を制御し安定した放流水質を維持しなければならない。この空気量調整と微生物活動の制御については、定型的で確立された方法がないことや浄化センターごとに流入する汚水の量や性状が異なること、ゲリラ豪雨等により発生する急激な水量変化による市街地や下水道施設の浸水防除のために施設ごとの特徴を考慮した運転が必要となることなどから、現場状況を熟知し、当該施設での実務経験に基づく適切な機器等の操作が不可欠である。 当該業者は、本市のガバナンスの下で下水道事業の基幹的業務の効率的・安定的な事業体制の維持を図ること等を目的に設立され、また、一般財団法人北九州上下水道協会から事業譲渡を受けた法人であり、同協会から、本市特有の地域特性や下水処理施設にノウハウを多く継承している。また、全浄化センターで雨天を想定した停電操作訓練を行うなどして、危機管理能力の向上にも努めている。他都市でも例を見ない市職員の拠点化による市職員不在の浄化センターや遠隔化による無人ポンプ場において、水処理や浸水対応運転、省エネ等のための効率的な運転を実施できる団体は同社以外にはない。したがって、浸水事故や放流水質の基準値超過を防ぎ、安心安全で安定した市民サービスを提供するため、本市浄化センターで長年蓄積された技術力とノウハウを唯一有する当該業者に特命するもの。 【運転整備業務】 ポンプ場においては、24時間休むことなく流入する汚水を浄化センターに送水するとともに、雨天時には雨水を安全に排除することが求められる。このため通常時においても雨天時に備え、ポンプ設備が確実に稼動するように整備できていなければならない。 浄化センターにおいても、日々の下水処理を行いつつ、常に雨天時の増水に対応できるよう水処理設備を整備し、故障が発生した場合は、現場での運転や操作など臨機応変な対応ができる必要がある。 そのため、委託業者主導で全ての施設において雨天時を想定した停電操作訓練を行うなどして、危機管理能力の向上に努めている。また台風や豪雨などの警戒体制に際しては、ポンプ場に常駐し、停電が発生すればゲート操作による流入量の調整から、発電機の起動、ポンプの運転再開などの一連の操作を行い、設備が故障した場合には、速やかに他の設備に切り替えて故障設備の復旧に努めなければならない。遠隔監視装置の断線や故障時には、浄化センターからの運転が出来ないため、センターへの連絡を取りつつポンプ場で一切の操作を行ない、雨水を確実に排除し、汚水は浄化センターに送水し続ける必要がある。浄化センターやポンプ場における流入水の状況は、地形や下水道管の整備状況等によりそれぞれの特徴があり、特に合流地区では、雨天時には流入水量が大幅に増加する。このため、浸水を防ぐには、流入水の状況や各施設・設備の特徴を熟知し、長年蓄積されたノウハウによる各現場での瞬時の判断と対応が不可欠である。 また汚泥処理では、発生する汚泥を安定的に脱水処理するために常に変化する汚泥性状に応じた運転が求められる。 浄化センターやポンプ場の設備は、設置されている状況や機器類の型式あるいは老朽化の状況等それぞれの違いがある。このため、適切な保安管理を行うためには、過去の修繕履歴や点検等の情報は勿論のこと、定期的な点検等により可能となる傾向管理や些細な異変等を把握することが重要である。これらの情報を持ち、状態監視を行うことで、施設の継続的な安全を保つことが可能となり、ひいては施設の長寿命化に貢献し、費用の低減に繋がる。 また、自然災害等による緊急事態に迅速かつ適切に対応し、ポンプ設備、水処理設備等の事故においても放流水質の基準値超過や浸水事故を防ぐため、バックアップ設備をいつでも稼動できるように保守・点検を行うためには、各施設・設備の特性を熟知したうえで、上記の劣化履歴情報等を把握していることが重要となる。仮に経験者であっても下水道施設の運転整備を直ちに行える人材を求めることはきわめて困難である。したがって、浸水事故や水処理設備等の事故による放流水質の基準超過を防ぎ、安心安全な市民サービスを安定的に提供するため、地域特性や設備機器の特性など技術力とノウハウを有している当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)		

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令:地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令:地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課		093-582-2485			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
大手町ポンプ場他3ポンプ場 運転整備等業務委託	九州チャニターサービス株式会社	104,808,000	令和5年3月22日	大手町ポンプ場などの合流ポンプ場においては、24時間休むことなく流入する汚水を浄化センターに送水するとともに、雨天時には雨水が流入するため浸水防除の目的から安全に排除することが求められる。 また台風や豪雨などの警戒体制に際しては、ポンプ場への流入する水量が分流式よりも合流式のほうが非常に多く、ポンプ場に常駐し、停電が発生すればゲート操作による流入量の調整から、発電機の起動、ポンプの運転再開などの一連の操作を行い、設備が故障した場合には、速やかに他の設備に切り替えて故障設備の復旧に努めることは分流式よりも合流式のほうが非常に細心の注意が必要となる。 更に、城野ポンプ場の大手町ポンプ場からの遠隔監視装置は耐用年数を過ぎ、老朽化が確実に進行しており、故障等による遠隔監視不可となった場合、現場に急行した運転員と連絡を取りつつ城野で一切の操作を行ない、地域特性のある送水ノウハウにより汚水を神嶽ポンプ場、大手町ポンプ場や日明浄化センターに送水し続けなければならない。 よって、ポンプ場の設備の設置状況、機器類の老朽化の状況、送水管の流下能力、合流特有の雨天時の流入特性等それぞれの違いがあり、浸水の防除に寄与することが重要である。 仮に下水道実務経験者であっても下水道施設の運転整備を直ちに行える人材を求めることはきわめて困難である。 従って、これらの運転整備等業務に必要な要件について、長年蓄積された技術力とノウハウを、唯一有している当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
日明浄化センター他3ポンプ場 運転整備等業務委託	株式会社ケイ・イー・エス	301,400,000	令和5年3月22日	港町などの合流ポンプ場においては、24時間休むことなく流入する汚水を浄化センターに送水するとともに、雨天時には雨水を安全に排除することが求められる。このため通常時においても雨天時に備え、ポンプ設備が確実に稼動するように整備できていなければならない。また台風や豪雨などの警戒体制に際しては、ポンプ場に常駐し、停電が発生すればゲート操作による流入量の調整から、発電機の起動、ポンプの運転再開などの一連の操作を行い、設備が故障した場合には、速やかに他の設備に切り替えて故障設備の復旧に努めなければならない。遠隔監視装置の断線や故障時には、浄化センターからの運転が出来ないため、センターへの連絡を取りつつポンプ場で一切の操作を行ない、雨水を確実に排除し、汚水は浄化センターに送水し続けなければならない。 日明浄化センターにおいても、日々の下水処理を行いつつ、常に雨天時の増水に対応できるよう水処理設備を整備し、故障が発生した場合は、臨機応変な対応ができるように準備していなければならない。また汚泥処理では、発生する汚泥を安定的に脱水処理するために常に変化する汚泥性状に応じた運転が求められる。 このように浄化センターやポンプ場の設備は、設置されている状況や機器類の型式あるいは老朽化の状況等それぞれの違いがある。このため、適切な保安管理を行うためには、過去の修繕履歴や点検等の情報は勿論のこと、定期的な点検等により可能となる傾向管理や些細な異変等を把握することが重要である。これらの情報を持ち、状態監視を行うことで、施設の継続的な安全を保つことが可能となり、ひいては施設の長寿命化に貢献し、費用の低減に繋がる。 また、自然災害等による緊急事態に迅速かつ適切に対応し、ポンプ設備、水処理設備等の事故においても放流水質の基準値超過や浸水事故を防ぐため、バックアップ設備をいつでも稼動できるように保守・点検を行うためには、各施設・設備の特性を熟知したうえで、上記の劣化履歴情報等を把握していることが重要となる。仮に経験者であっても下水道施設の運転整備を直ちに行える人材を求めることはきわめて困難である。従って、これらの運転整備等業務に必要な要件について、長年蓄積された技術力とノウハウを、唯一有している当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令:地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令:地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課		093-582-2485			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
皇后崎浄化センター運転整備等業務委託	株式会社ケイ・イー・エス	181,500,000	令和5年3月22日	皇后崎浄化センターは、日々の下水処理を行いつつ、常に雨天時の増水に対応できるよう水処理設備を整備し、故障が発生した場合は、臨機応変な対応ができるように準備していなければならない。また汚泥処理では、発生する汚泥を安定的に脱水処理するために常に変化する汚泥性状に応じた運転が求められる。 また、設置されている状況や機器類の型式あるいは老朽化の状況等それぞれの違いがあるため、適切な保安管理を行うためには、過去の修繕履歴や点検等の情報は勿論のこと、定期的な点検等により可能となる傾向管理や些細な異変等を把握することが重要である。これらの情報を持ち、状態監視を行うことで、施設の継続的な安全を保つことが可能となり、ひいては施設の長寿命化に貢献し、費用の低減に繋がる。 また、自然災害等による緊急事態に迅速かつ適切に対応し、ポンプ設備、水処理設備等の事故においても放流水質の基準値超過や浸水事故を防ぐため、バックアップ設備をいつでも稼働できるように保守・点検を行うためには、各施設・設備の特性を熟知したうえで、上記の劣化履歴情報等を把握していることが重要となる。仮に経験者であっても下水道施設の運転整備を直ちに行える人材を求めることはきわめて困難である。従って、これらの運転整備等業務に必要な要件について、長年蓄積された技術力とノウハウを、唯一有している当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
新町・北湊浄化センター薬品選定等業務委託	株式会社 北九州ウォーターサービス	13,800円／汚泥固形分1t当り(新町浄化センター) 17,500円／汚泥固形分1t当り(北湊浄化センター)	令和5年3月22日	本業務は「浄化センター中央操作及び新町・北湊浄化センター等運転整備等業務委託」における新町浄化センター及び北湊浄化センターの汚泥脱水処理業務で使用する薬品の選定や在庫管理を行う業務である。 本業務に当っては、発生する汚泥の日々の性状を正確に把握し、それに応じた薬品の種類・注入率の最適な組合せを選定して、脱水機を運転し、目標含水率の汚泥に脱水しなければならない。 加えて、後続する下水汚泥燃料化やセメント原料の汚泥処理処分等に支障を及ぼさないように、脱水汚泥の量と安定を図ることが強く求められる。 このように、薬品選定と汚泥脱水業務とは密接に関連し、不可分であるため「浄化センター中央操作及び新町・北湊浄化センター等運転整備等業務委託」を委託する当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	単価契約 予定総額 55,662,860円

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。
○公営企業法施行令: 地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
○特例政令: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課	093-582-2485				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
日明浄化センター薬品選定等業務委託	株式会社ケイ・イー・エス	18,000円／汚泥固形分1t当り	令和5年3月22日	本業務は「日明浄化センター運転整備等業務委託」における汚泥脱水処理業務で使用する薬品の選定や在庫管理等を行う業務である。 本業務に当っては、発生する汚泥の日々の性状を正確に把握し、それに応じた薬品の種類・注入率の最適な組合せを選定して、脱水機を運転し、目標含水率の汚泥に脱水しなければならない。 加えて、後続するセメント原料の汚泥処理処分等に支障を及ぼさないように、脱水汚泥の量と安定を図ることが強く求められる。 このように、薬品選定と汚泥脱水業務とは密接に関連し、不可分であるため「日明浄化センター運転整備等業務委託」を委託する当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	単価契約 予定総額 62,785,800円
曽根浄化センター薬品選定等業務委託	株式会社ケイ・イー・エス	9,100円／汚泥固形分1t当り	令和5年3月22日	本業務は「曽根浄化センター運転整備等業務委託」における汚泥脱水処理業務で使用する薬品の選定や在庫管理等を行う業務である。 本業務に当っては、発生する汚泥の日々の性状を正確に把握し、それに応じた薬品の種類・注入率の最適な組合せを選定して、脱水機を運転し、目標含水率の汚泥に脱水しなければならない。 加えて、後続する下水汚泥燃料化やセメント原料の汚泥処理処分等に支障を及ぼさないように、脱水汚泥の量と安定を図ることが強く求められる。 このように、薬品選定と汚泥脱水業務とは密接に関連し、不可分であるため「曽根浄化センター運転整備等業務委託」を受託した当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	単価契約 予定総額 29,929,900円
皇后崎浄化センター薬品選定等業務委託	株式会社ケイ・イー・エス	14,500円／汚泥固形分1t当り	令和5年3月22日	本業務は「皇后崎浄化センター運転整備等業務委託」における汚泥脱水処理業務で使用する薬品の選定や在庫管理等を行う業務である。 本業務に当っては、発生する汚泥の日々の性状を正確に把握し、それに応じた薬品の種類・注入率の最適な組合せを選定して、脱水機を運転し、目標含水率の汚泥に脱水しなければならない。 加えて、後続する下水汚泥燃料化やセメント原料の汚泥処理処分等に支障を及ぼさないように、脱水汚泥の量と安定を図ることが強く求められる。 このように、薬品選定と汚泥脱水業務とは密接に関連し、不可分であるため「皇后崎浄化センター運転整備等業務委託」を委託する当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	単価契約 予定総額 91,776,300円

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課		093-582-2485			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額（円）	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格（円）	備考
脱水ケーキセメント化処理委託	UBE三菱セメント株式会社九州工場	10,000円／1t当り 【年間汚泥処分量40,000トン以下の場合】 15,500円／1t当り 【年間汚泥処分量40,000トン超過の場合】	令和5年3月31日	当該業者は、下水汚泥を前処理することなく最終処分する方法に関する技術をもち、他に同等の能力を有する業者がないため。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	単価契約 予定総額 440,000,000円
産業廃棄物処理業務委託	ひびき灘開発株式会社	8,500円／トン （消費税等772円を含む額）	令和5年3月31日	本業務は、下水処理で発生する汚泥（産業廃棄物）を最終処分場で埋立処分を行なうものであり、産業廃棄物処分量の処理業者が業務を行なうことが法律上義務付けられている。 現在、県内で対象となる事業者は5社あるが、うち今回処理を委託する汚泥を受入れるのは、ひびき灘開発株式会社1社のみである。 以上から、当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	単価契約 予定総額 5,950,000円

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。
○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 東部工事事務所 管理課		093-932-5793			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
蛤川1号雨水幹線(その3)家屋事後調査業務委託	株式会社満井設計	979,000	令和4年12月19日	本業務は、下水道工事完了後、近接する家屋の所有者からの被害の申し出に対し、その被害が工事に起因したものであるかを判定するために、家屋調査するものである。 本業務は、先行委託 蛤川1号雨水幹線(その2)家屋事前調査業務委託と密接に関連している事後調査であるため、左記業者に特命するもの。	公営企業法施行令第6号	1,030,000	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令:地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令:地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和4年10月～令和5年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 西部工事事務所 管理課	093-644-7823				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格 (円)	備考
元宮町他配水管布設替工事に伴う家屋事後調査業務委託	株式会社プロテック	1,892,000	令和5年3月7日	配水管布設替工事を施工するに際して近隣家屋に影響を及ぼす可能性があり、家屋事前調査を行った。 今回は工事後の影響を調査するため、事前調査を行った家屋の事後調査を行うものであり、事前調査と密接に関連しているため、事前調査を実施した者に特命するもの。	公営企業法施行令第6号	1,914,000	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令: 地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号